3月定例会で議決された議案の概要(予算議案を除く)

今回の定例会で審議された議案のうち予算議案を除いた議案は17件です。

そのうち、平成23年5月2日(第1次)及び同年8月30日(第2次)に公布された、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地域主権改革一括法」の関連で、条例の新規制定及び一部改正をする議案が9件ありました。

地域主権改革一括法は、地方分権改革を進めるなかで、国から自治体に事務を移管して 自治体の分担する事務を拡大することと、自治体の事務処理に対する国の規制を弱めて 自治体の自主性を向上させることなどが目的となります。

今回、地域主権改革一括法に関連して制定及び一部改正された条例は次のとおりです。

議案第10号(付託委員会:生活福祉委員会)

「鈴鹿市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について |

議案第11号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

議案第12号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」

議案第13号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」

議案第14号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

議案第15号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」

議案第18号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市営住宅管理条例の一部改正について」

議案第19号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市都市公園条例の一部改正について」

議案第20号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について」

その他、今回の定例会で審議された議案の概要は次のとおりです。

議案第16号(付託委員会:産業建設委員会)

「鈴鹿市手数料条例の一部改正について |

地籍調査の成果については、国土調査法により、「市長は、国土調査の成果の写を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。」とされており、希望者にはコピー代を実費分として徴収し、成果の写しを交付してきました。

今回の条例改正は、地籍調査における測量成果について、市長印を押印した公的な証明書として交付することとし、その証明手数料(1件500円)を新たに追加するものです。